

障害福祉サービス事業所管理者 様

かすみがうら市福祉事務所長

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る障害福祉サービス事業所の対応について

日頃より、当市の障害福祉行政の推進にご理解、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る障害福祉サービス事業所の対応については、国の通知等により、感染防止に努めた上で事業を継続し利用者に対し必要な支援が提供できるよう、柔軟な対応が求められている現状です。

つきましては、在宅での支援の実施及び報酬算定について、以下のとおりお知らせします。

お忙しいところ恐縮ですが、ご一読いただきご対応よろしく申し上げます。

記

◆在宅での支援について◆

障害福祉サービス等の利用者が、新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、別紙を提出することを条件として、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供したとみなし、基本報酬の算定対象とすることを認めます。

（※）同じ日に2つ以上の事業所の日中活動系サービスは利用できません。

関係する事業所間で情報共有の上、重複請求とならないようご注意ください。

この対応をする際は、利用者負担が発生する場合がありますため、支援の内容や方法について、**あらかじめ保護者や利用者へ丁寧な説明を行い、必ず同意を得ると同時に、かすみがうら市社会福祉課障害福祉担当へ実施する理由等について電話で一報の上、実施してください。**

適用期間	令和 2年 4月 1日（水）～ 令和 2年 5月 31日（日）
	※本取り扱いについては暫定的な対応とし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、適用期間を延長する可能性があります。

◆提出書類◆ **<1>～<3>について、翌月10日までに実績記録表と共に提出してください。**

- <1> 個別支援計画書の写し（在宅での支援計画が記載されていること）
- <2> 在宅支援等実施記録表（別紙1）
- <3> 新型コロナウイルス感染症に関連して事業所を欠席する場合の欠席時対応加算及び基本報酬の算定について（別紙2大人・別紙2児童）

<問い合わせ先>

〒315-8512 かすみがうら市上土田 461
かすみがうら市 社会福祉課 障害福祉担当
TEL : 0299-59-2111（内線：1163・1165）